

市営住宅へ入居の皆様

下呂市まちづくり推進部まちづくり推進課

下呂市市営住宅 家賃債務保証制度のご案内

下呂市では、将来の人口規模に応じた適切な住宅ストック管理及び整備のため、令和7年3月に市営住宅関連の条例・規則の改正を行い、令和7年度より「契約更新制度」、「家賃債務保証制度」を導入しております。この制度は、市営住宅にご入居される方または賃貸借契約を更新される方が対象となります。

記

1. 家賃債務保証制度とは(※この制度は、入居者の任意での保証契約となります。)

この制度は、入居者の皆様が市営住宅の家賃などを支払えなくなった場合に、事前に保証契約した保証会社が家賃などを下呂市に立て替えて支払う家賃保証と万が一の際の保証となります。

- ・緊急連絡先（緊急時に連絡可能な市内在住の者）や身元引受人（単身入居者が死亡したときに遺体及び残余財産の引取りその他の市営住宅の明渡しに必要な行為を行う者）がいない方、登録人が高齢者及び法定相続人ではない方の保証機関による保証
- ・家賃の支払いができない事態、無断退去・孤独死における片付け等の保証

2. 保証プランの主な概要

本制度では、**ナップ賃貸保証株式会社**が保証法人となります。

項目	内容
保証期間	1年間（退去・解約まで）
保証料	賃料1ヶ月分（15,000円を下回る場合は15,000円） 1年毎に更新料 15,000円
保証内容	<p>○賃料保証：(50ヶ月)家賃、管理費・共益費、変動費、その他事前に申告された費用</p> <p>○賃料以外の保証：(5ヶ月)ハウスクリーニング費、鍵交換費、原状回復費（契約者が認めたもの）</p> <p>※賃貸借契約・特約事項</p> <p>○近隣トラブル支援：問題発生時に元警察官相談員がコールセンターで電話対応し、サポート</p> <p>○無断退去保証：賃貸借契約解除、残置物撤去、原状回復費などを上限 100万円まで保証</p> <p>○孤独死保証：住宅内で死亡の場合に賃貸借契約解除、残置物撤去、原状回復費を上限 100万円まで保証 ※病院等での死亡は現状回復のみ対象外</p>
入居中支援	公的支援、就業支援に関する、紹介・相談及び情報提供

3. 保証法人について

ナップ賃貸保証株式会社

家賃債務保証業の国土交通大臣登録を受けた保証法人であり、下呂市と保証業務協定を締結します。ご不明な点がございましたら、「岐阜県下呂市の市営住宅プラン」とお伝えの上、お気軽にお問合せください。

保証内容に関する問い合わせ先：ナップ賃貸保証株式会社

代表電話：0570-055-722 ウェブサイト：<http://www.nap-service.com/>



4. 申込方法

令和7年6月及び7月発送の書類に「市営住宅入居申込書」に家賃債務保証制度の活用見込み「有・無・検討したい」の記入欄がありますので、そちらにチェックをお願いします。後日、内容を確認し、こちらからご連絡いたします。※家賃債務保証制度についての問い合わせは下記までお願いします。

その他の問い合わせ先：下呂市 まちづくり推進課 電話：(0576) 24-2629